住宅改修の申請に必要な書類と留意点

申請に必要な書類は「介護保険の住宅の改修」にも載せておりますが、これらの留意点についてまとめましたので、御確認ください。

施工事業者に依頼せず、御家族が改修を行う場合は、材料費のみが給付対象となります。

事前申請関係

1 申請書

本人償還払い(※1)の場合は「介護保険居宅介護(介護予防)住宅改修費支給申請書」を記入し、受領委任払い(※2)の場合は「事前協議書(住宅改修費用)」を記入してください。

- ※1 本人償還払いとは、被保険者が施工事業者に住宅改修費を全額支払った後、保険者 (市)が負担割合に応じた給付金額を、被保険者本人の口座にお振込みする方法です。
- ※2 受領委任払いとは、被保険者が施工事業者(受領委任払い登録事業者)に負担割合 に応じて、住宅改修費の自己負担分を支払い、差額の給付金額を保険者(市)が施工 事業者(受領委任払い登録事業者)にお振込みする方法です。

また、受領委任払いは、受領委任払い登録を行った事業者でないと利用できません。 受領委任払い登録を希望する場合は、「受領委任払い事業者届出書」を提出してくだ さい。合意書を取り交わすことで登録を行うことができます。

2 住宅改修が必要な理由書

1 枚目には、利用者の身体状況や介護状況、住宅改修を行うことでどのように日常生活を変えたいかを記入し、2 枚目には、困難な状況や改修目的、改修項目を具体的にわかりやすく記入してください。

また、理由書を作成できる方は、①ケアマネジャー、②地域包括支援センター職員、③ 福祉住環境コーディネーター 2 級以上の者、④増改築相談員及び⑤作業療法士です。ただし、③~⑤の方が理由書を作成する場合は、担当ケアマネジャーと連携・調整を行う必要があります。(連携・調整の記録として、担当ケアマネジャーの署名が必要となります。)なお、住宅改修のみの利用で、担当ケアマネジャー等がついていない場合は、事前に市役所長寿課へ御相談ください。

3 「担当者会議の議事録(第4表)」または「支援経過記録(第5表)」 住宅改修が必要と判断した経緯が記載されたものを提出してください。ただし、担当 ケアマネジャー等がついていない場合は不要です。

4 工事見積・内訳書

次の例を参考に作成してください。(工事一式は不可)



(※1)住宅改修の種類: (1)手すりの取付け(2)段差の解消(3)滑りの防止及び移動の円滑化等のための床又は通路面の材料の変更 (4)引き戸等への扉の取替え(5)様式便器等への便器の取替え(6)その他住宅改修に付帯して必要となる改修

(※2) 名称:材料費、施工費、諸経費等を分けて記載すること

5 改修前の写真

任意の形式により、次の内容に注意して作成してください。

<u>平面図や内訳書と併せて、箇所ごとに番号を振り、分かりやすい写真を作成してくださ</u>い。

- (1) <u>撮影日の入ったカラー写真</u>であること。撮影日を表示できるカメラでない場合は、撮影日を記入した黒板等と一緒に撮影してください。
- (2) 手すりの取付けの場合は、取付け位置が分かるように写真に記載してください。取付け位置にテープをあてて写真を撮ることや、撮った写真にマジックで記入するといった方法で記載してください。
- (3) 段差解消の場合は、メジャー等を用いて、段差が分かるように撮影してください。段差解消に伴う浴槽の取替えを行う場合は、浴槽の深さ及び洗い場から浴槽縁の高さの分かる写真が必要です。
- (4) 扉の交換で、ドアノブをレバーハンドル等に変える場合は、両側(表裏)の現状が分かる写真を撮影してください。

6 住宅の平面図(全体図)

任意の形式により、次の内容に注意して作成してください。

内訳書や写真と併せて、箇所ごとに番号を振り、分かりやすく作成してください。

- (1) 被保険者本人の生活動線がわかり、改修箇所が確認できること。
- (2) 平面図で工事内容が把握できること(手すりの向きや長さの記載等)。

7 住宅改修承諾書

住宅改修を行う被保険者本人が住宅の所有者でない場合は、承諾書の提出が必要となります。

事後申請関係

1 申請書

本人償還払いの場合は、事前申請審査後にお返しした書類を再度お持ちいただきます。 受領委任払いの場合は、事前申請審査後にお返しした<u>事前申請書と支給申請書の2枚</u>を お持ちいただきます。

2 完成後の写真

事前申請と留意点は同じです。併せて、事前に撮影したアングルで完成後も撮影をお願いします。

3 領収書

必ず原本をお持ちください(確認後、原本はお返しします。)。

本人償還払いの領収書は、申請金額と同額である必要があります。受領委任払いの領収書は負担割合に応じた金額となります。ただし、受領委任払いの際は、利用限度額の20万円を超える工事や、以前に住宅改修の支給申請を行ったことがあり申請限度額を超える工事の場合、領収書の金額に注意が必要となります。

また、領収書を受け付ける際は、次の点を確認します。

- (1) 宛名が被保険者本人であること。
- (2) 領収日、領収金額が正しく記載されていること。
- (3) 施工事業者名が正しく記載されており、社印が押されていること。
- (4) ただし書きに、介護保険住宅改修の工事費用であることが明記されていること。